明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報
（号外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔告示〕
○出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項の下欄第二十九号の規定に基づき技能実習を定める件
（法務二二五、二二六）　一
○出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄に規定する団体の要件を定める省令第一条第一号トの規定に基づき監理団体を定め、出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項の下欄第二十九号の規定に基づき技能実習を定める件
（同二二七）　二
○遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律に基づく第一種使用規程の承認をした件（農林水産・環境一）　三
○航空交通管制業務に関する件
（国土交通四四五）　七
○進入管制区を指定する告示の一部を改正する件（同四四六）
○航空保安無線施設の名称、位置等に関する告示の一部を改正する件
（同四四七）
○成田国際空港の施設について告示した事項に変更があった件（同四四八）
○道路に関する件
（近畿地方整備局一五九～一六三）
○登録住宅性能評価機関の評価員の氏名を変更した件（同一六四、一六五）
○登録住宅性能評価機関の役員の氏名を変更した件（同一六六、一六七）
○登録住宅性能評価機関の評価員の氏名等を変更した件（同一六八）

〔公告〕
諸事項
官庁
建設業の許可の取消処分関係　九
裁判所
破産、免責、再生関係　一〇
特殊法人等
独立行政法人産業技術総合研究所特定計量器型式承認、弁理士登録・特定侵害訴訟代理業務の付記、プログラムの著作物に係る登録関係　一四
地方公共団体
旅行業者営業保証金の権利実行申立て関係　二
会社その他
会社決算公告　八〇

告示

○法務省告示第二百二十五号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項の下欄第二十九号の規定に基づき、技能実習を第一号から第三号までのとおり告示する。

平成二十三年五月二日

法務大臣　江田　五月

一　監理団体の名称及び所在地

名称	所在地
特定非営利活動法人三重県日本中国友好協会	三重県津市北丸之内二百二番地

二　実習実施機関の名称、所在地及び実習内容

名称	所在地	実習内容
旭電気株式会社	三重県四日市市上海老町字東大沢千六百四十八番地九十	電子機器組立て、電気機器組立て
有限会社ジンテック	三重県松阪市上川町三千四百六十一番地二十五	電子機器組立て
橋本電子工業株式会社	三重県松阪市高須町三千八百六十六番地十二	電子機器組立て
有限会社マツヤ	三重県亀山市下庄町五百九十五番地	金属プレス加工
ブレス株式会社	三重県多気郡多気町五桂四十八番地一	婦人子供服製造
M，MOLD有限会社	三重県多気郡多気町五桂四十八番地四	婦人子供服製造
ユニバー電子	三重県多気郡明和町大字佐田千百五十九	電子機器組立て
高洋電機株式会社	三重県度会郡玉城町中楽六百三十九番地の一	機械検査

三　対象となる者　平成二十三年五月二日から三年を経過する日までの間に本邦に入国する者

○法務省告示第二百二十六号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項の下欄第二十九号の規定に基づき、技能実習を第一号から第三号までのとおり告示する。

平成二十三年五月二日

法務大臣　江田　五月

一　監理団体の名称及び所在地

名称	所在地
特定非営利活動法人愛知県日本中国友好協会	愛知県名古屋市東区葵三丁目二十三番三号第十四オーシャンビル四百一号